

# 令和4年度（2022年度）豊中市電力の地産地消可能性調査業務 仕様書

## 1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）は、令和3年（2021年）2月、吹田市と「気候非常事態共同宣言」を行い、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明した。令和3年（2021年）3月には、「地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」を策定し、市民一人あたりの温室効果ガス排出量について、平成2年度（1990年度）比で、令和9年度（2027年度）までに38.3%削減、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロを目標に取り組んでいる。

本業務は、温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて、太陽光発電システムの効果的な設置手法や導入方法、事業採算性等についての調査、評価など、市域で発電された電力を市域で消費する仕組み（電力の地産地消）の構築を目的に実施するものである。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

## 3. 業務内容

### 1) 太陽光発電導入可能性調査

- ・①市有施設のうち築25年未満の施設、②小規模施設等（公用車や自転車等の置場等のカーポート等）、③公園内の池、④配水場跡地のうち、市が指定する10施設程度において調査を実施

（調査項目）・施設への負荷をふまえた適切な調査規模について

- ・発電量、日射量、導入可能量について
- ・適切な設置方法について（建築物の屋根、壁面等）
- ・周辺環境への影響について
- ・周辺住民の合意形成手法について

- ・調査結果のまとめ

- ・上記をふまえた、太陽光発電の導入に効果が見込まれる公共施設等の提案

### 2) 効果的な再生可能エネルギー導入方法の検討・提案

- ・PPA等を用いた効果的な設備設置の検討に向けた事業者へのヒアリングの実施
- ・効果的に発電や余剰電力を活用できる施設の検討、選定
- ・市域の固定価格買取制度が終了した発電量の把握
- ・蓄電地の必要性の検討
- ・市域における太陽光以外の再生エネルギー発電の可能性について調査・検討
- ・以上をふまえた効果的な再生可能エネルギー導入方法の検討、提案

### 3) 電力の地産地消事業スキームの検討・提案

- ・電気事業者や先行自治体のヒアリング実施
  - ・設備設置及び電力調達とのマッチング方法の検討
  - ・市域の余剰電力等の利活用について検討（ごみ焼却発電等）
  - ・以上をふまえ、市域で発電された電力を市域で活用する仕組みの検討、提案
- 4) 電力の地産地消事業実施の提案を受けるための仕様書作成
- ・上記のまとめとして提案項目を設定
  - ・プロポーザル仕様書（案）、審査項目の作成

#### 4. 成果品

##### 1) 報告書

以下に記載の提出期限までに、報告書（データベース（Word））、データ一式（CD-R 等）を提出すること。

- ・提出期限：令和5年（2023年）2月15日（水）

##### 2) 会議録

以下①、②の会議後、1週間以内に会議録を提出すること。

- ① 市との打合せ（年間7～8回程度を想定）
- ② ヒアリング等の実施内容

#### 5. 業務実施体制

- 1) 電力の地産地消に関する専門的知識を有する者を含む総括責任者及び複数名の担当者でチームを構成し、業務にあたること。
- 2) 本業務により事業者へのヒアリングを行う際は、事前に市に対象事業者を報告すること。

#### 6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類（様式指定なし）をデータで提出するものとする。

##### 1) 業務の着手時

- ① 業務着手届
- ② 総括責任者届
- ③ 体制表
- ④ 業務実施工程
- ⑤ 業務計画書
- ⑥ その他市が指定する書類

##### 2) 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② その他市が指定する書類

## 7. 業務上の留意事項

- 1) 常に市の担当職員と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況については、適宜報告するものとする。本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市の担当職員と必要に応じて調整会議を行う。
- 2) 受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、その内容について市に報告しなければならない。
- 3) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。
- 4) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものである。市が受託者に資料を貸与した場合、その一覧を作成のうえ、市に提出し、業務完了時に返却すること。
- 5) 受託者は、業務完了後、完了検査を受けなければならない。
- 6) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。
- 7) 業務の実施に際して入手・利用した情報等は整理したうえで、市に提供するとともに、業務の成果品に関して発生する著作権等は市に帰属するものとする。
- 8) 受託者は委託業務履行期間満了前に市の担当職員又は市の指定する者に、業務内容の引継ぎを行うものとする。

## 8. その他

- 1) 本仕様書に記載のない事柄が発生した場合は、両者（受託者・委託者）の協議により決定する。
- 2) 契約時には必要に応じ、公募型プロポーザル方式における受託者からの提案内容を反映し、仕様書を作成する。
- 3) 業務の遂行にあたっては、感染症予防の対策を十分行うこと。